

見積合わせによる二宮金次郎像売払い
実施要項

令和 8 年 10 月実施
周南市施設マネジメント課

目次

1 趣旨.....	2
2 物品詳細.....	2
3 予定価格.....	3
4 見積合わせ日程	3
5 提出物について.....	3
6 質問受付及び回答.....	4
7 見積合わせ	4
8 契約相手方の決定と契約締結	4
9 引渡し.....	4
10 参加資格	4
11 見積合わせの無効.....	5
12 特記事項	5
13 問合せ先	5

1 趣旨

廃校となった小学校分校跡地に設置されている二宮金次郎像に関して、市においては今後の活用の見込みが無いことから、希望者において有効に利活用されることを目的に、見積合わせを実施し、売却する。

2 物品詳細

所在地	周南市大字中野 318-2（旧菊川小学校中野分校跡地）
数量	1
素材	不明（外観から銅製と思われますが、設置等当時の資料が無く、調査はしていません。）
大きさ	高さ約 70cm、台座の高さは約 6cm
重さ	不明
設置時期	昭和 28 年頃に設置
状態	台座ごと石柱に固定。全体的にサビや汚れあり。 素材の詳細は不明。



3 予定価格

10,000 円(消費税別)

4 見積合わせ日程

項目	日程
見積書提出期間	令和 8 年 10 月 1 日(木)～令和 8 年 10 月 15 日(木)16 時
現物確認	希望者において随時確認可能
質問受付	令和 8 年 10 月 1 日(木)～令和 8 年 10 月 13 日(火)17 時
質問回答	令和 8 年 10 月 14 日(水)までに本市ホームページで随時回答
見積合わせ	令和 8 年 10 月 22 日(木)9 時 30 分
結果の通知	令和 8 年 10 月 26 日(月)までに電話にて通知 ※契約の相手方のみ

5 提出物について

(1)提出方法

郵送又は持参で受け付ける。

提出先 〒745-8655 周南市岐山通 1-1 周南市役所施設マネジメント課 財産管理担当

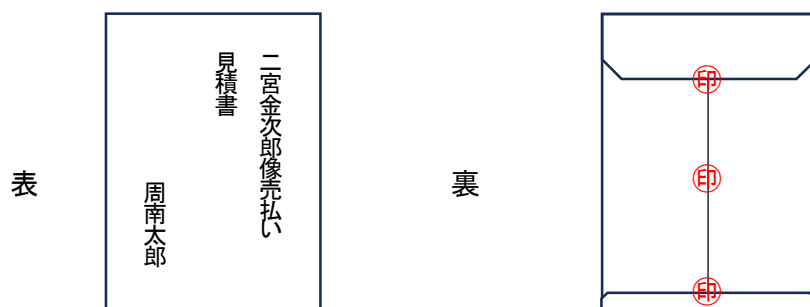
(2)提出物

①見積合わせ参加申込書(本市 HP から取得した所定様式に限る)

②見積書(本市 HP から取得した所定様式に限る)

※見積書には、「3 予定価格」の金額以上の額を記載し、その額は契約金額の 110 分の 100 に相当する額とすること。

※見積書は任意の封筒に封入し、案件名「二宮金次郎像売払い見積書」、申込者名を記載のうえ、封かん後に 3 か所の割り印を押印すること。



③印鑑証明書(発行後 3 カ月以内のもの)

④市区町村税に滞納の無いことの証明書(発行後 1 カ月以内のもの)

※原則、本市発行の証明書に限るが、本市からの課税がない場合は、個人であれば居住地、法人であれば所在地の市区町村が発行した証明書

⑤役員名簿(本市 HP から取得した所定様式に限る。法人の場合のみ必要)

⑥個人であれば住民票、法人であれば法人登記全部事項証明書(いずれの場合も発行後 3 カ月以内のもの)

6 質問受付及び回答

(1) 質問受付

件名「二宮金次郎像売払い」を明記の上、施設マネジメント課へ電子メールにより行うこと。

電子メール: shisetsu@city.shunan.lg.jp

(2) 回答

期日までに本市ホームページで随時回答を掲載する。

7 見積合わせ

見積書の提出者は、見積合わせに立ち会うことができる。

(1) 日時

令和8年10月22日(木) 9時30分

(2) 場所

周南市役所 共用会議室 E

(3) 持参物

- ・申込者と同一であることが分かる身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・立会を委任する場合は、申込者(委任者)及び受任者の記名・押印のうえ、申込者(委任者)が立会を委任する旨が分かる委任状(様式自由)及び受任者の身分証明書

8 契約相手方の決定と契約締結

(1) 契約相手方の決定

見積書の提出者のうち、最高価格を見積もった者を契約の相手方とする。最高価格見積者が、2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。くじを引く者がいない場合は、見積合わせ事務に関係のない当市職員がくじを引きます。

(2) 契約の締結

契約の相手方となった者は、本市と速やかに物品売払契約書を締結する。契約書に貼付する収入印紙のほか、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、契約相手方の負担とする。

(3) 契約金額

契約金額は見積書の価格に消費税(10%)を加算した金額とする。

(4) 契約保証金

周南市契約事務規則(平成 15 年 4 月 21 日規則第 51 号)第 48 条第 3 項第 8 号により免除とする。

9 引渡し

本物品は、代金納入の確認が取れた後に、本市と調整のうえ、現況有姿で引き渡すので、契約の相手方となった者は物品を速やかに撤去すること。物品の撤去、運搬等、引渡しにかかる一切の費用は、契約相手方の負担とする。また、引き渡し後の事故については全て契約相手方の責任において処理すること。

10 参加資格

次のいずれかの事項に該当する者は、見積合わせに参加できない。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当する者

- ②市区町村税の滞納がある者
- ③自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑧前記①～⑦に該当する者からの依頼により入札に参加しようとする者

11 見積合わせの無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ①参加資格がない者による見積
- ②価格が予定価格に達していない見積
- ③見積書を2通以上提出した場合のその全部の見積
- ④見積書の金額が訂正されている見積
- ⑤見積書の金額及び氏名の確認が困難な見積
- ⑥見積書に記名押印がない見積
- ⑦見積書が鉛筆等容易に消除できる筆記用具で記入された見積
- ⑧見積に当たり不正行為があった者の見積
- ⑨他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理人をした者の見積

12 特記事項

- ①申し込みにあたっては、現物をよく確認すること。現物確認の際には、周辺住民等の迷惑にならないよう注意すること。
- ②入札参加資格の確認のため、警察当局へ照会を行う。見積書の提出後、本市が不適格と認めた者による見積は無効とする。
- ③見積合わせの結果は、落札金額を公表する。
- ④物品に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、本市は責任を負わない。
- ⑤本実施要項に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定めるところによる。
- ⑥見積書の提出者は、提出後、この実施要項等についての不明を理由として異議の申立ては一切できない。

13 問合せ先

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市 総務部 施設マネジメント課 財産管理担当

TEL : 0834-22-8281 FAX : 0834-22-8266 電子メール : shisetsu@city.shunan.lg.jp